

# 学校いじめ防止基本方針(行動計画)

# 高知市立潮江南小学校

令和 5 年 4 月 1 日

## I いじめについての基本的な考え方

いじめの定義	「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)
学校の現状と課題	本年度、いじめアンケートや児童の学校生活の様子を見ていても、いじめに関する深刻な事案は出現していない。しかしながら、学校評価アンケートを見てみると「いじめや暴力を根絶する」が保護者、児童ともに毎年3位内という結果が出ている。ということは、見えていない部分でしんどい思いをしている児童の存在があるということである。教職員がさらに敏感にアンテナを張り、児童が心から安心して学校生活を送ることができるようにしていく必要がある。
学校の基本的な認識	「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、上記の「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。また、保護者、地域住民、児童相談所その他関係機関との連携を図りつついじめ防止及び早期発見に取り組む。
いじめ防止等に向かう学校の姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。</li> <li>○児童、教職員の人権意識を高める。</li> <li>○児童と児童、児童と教師をはじめとする校内における温かい人間関係を築く。</li> <li>○いじめを早期に発見し、適切な指導を行う。いじめ問題を解決する。</li> <li>○児童支援委員会を設置し、さらに積極的な取り組みを行う。</li> <li>○いじめ問題について保護者・地域住民、児童相談所その他関係機関との連携を深める。</li> </ul>

## II いじめを「未然に防止」するための年間計画

	目的	具体的な取組	実施時期【対象学年やブロックでの指定も可】												検証 (○△×等)				
			通年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	学年末		
ア と 学 校 で 取 り 組 む こ と	1 全ての子どもが参加・活躍できるための授業改善 2 教職員自身の人権感覚の向上のための校内研修 3 いじめを予防する相談体制の整備	教職員全員の授業公開																	
		授業規律向上のための共通理解																	
		調査・授業アンケート等の分析と活用																	
イ と 児 童 へ 取 り 組 む こ と	1 人とかがわることの喜びや大切さに気づかせる指導 2 「いじめ」について学ばせる計画的指導 3 自己有用感や自尊感情を高める指導	社会体験や生活体験を学ばせる取組																	
		地域での6年間を見据えた交流																	
		地域教材の活用(ゲストティーチャー)																	
ウ こ こ ら で 取 り 組 む こ と	1 子どもたちが肯定的に認められる地域との関係づくり 2 家庭・地域からの情報を受けやすい体制づくり 3 いじめ防止の重要性についての広報・啓発(インターネットいじめを含む)	地域行事への積極的参画																	
		児童の自主的活動への支援要請																	
		HP・学校通信等での呼びかけ																	

## III いじめを「早期発見」「早期解決」するための方策

	目的	具体的な取組	検証
「早期発見」のために	1 小さな変化や兆候に気づく	いじめはどこでもだれでも起こりうるものとして、児童の様子を観察する。個々の教職員で個別に判断することなく、複数の視点で観察を継続する。(SC.SSW.学C) 気になる児童への積極的な働きかけを行う。誰にでも相談できることを伝え、安心感を持たせる。	
	2 気づいた情報を確実に共有する	児童支援担当が集約し、情報の一元化を図る。(定期的に校内支援会を開催する) いじめ問題に取り組むため管理職に遅滞なく情報を上げ、関係者からの情報を求めていく。いじめの可能性を安易に否定することなく、常に事案発生事態を念頭に置き観察を継続する。	
	3 家庭・地域と連携した見守りをする	日頃から学級・学校通信等を活用し、開かれた学校づくりに努め、家庭からの情報を受けやすい体制を整える。地域諸団体との連携を深め、情報を受けやすい体制を整える。ポスターや相談カード等で、学校外の相談窓口の所在を、児童や保護者に周知する。	
「早期解決」のために	1 組織で対応する	解決のための責任の主体を組織に置く。教職員個人の責任や判断のみで対応しない。当該事案の解決のために最も有効となる役割分担を行い、迅速な対応を行う。事実関係を早期に把握するための調査を行う。被害-加害の二者関係でなく、構造的に問題を捉える。	
	2 児童へのケア・指導としてやるべきこと	いじめられている児童の安全を最優先に考え、状況を把握し、本人や保護者の気持ちに寄り添った対応をする。「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を持つと同時に、育成的な指導に努める。いじめの全体像を正確に把握し、必要に応じて当該児童等の属する集団への指導を適切に行う。	
	3 家庭・関係機関と連携して取り組むこと	いじめ問題が起きた際は、家庭との連携をより密にし、学校の指導方針等を伝え、協力を求める。家庭での様子や、交友関係等についての情報を提供してもらい、指導に生かす。児童や保護者の状況に応じて、相談機関等の活用も勧める。	

## IV いじめ問題に取り組むための校内組織(いじめ防止・対策委員会)

ア 目的 「いじめ防止・対策委員会」を設置して、いじめの未然防止・早期発見への取組について協議し、今後の方策を決定する。	
イ 構成メンバー 管理職・教務主任・学年主任・生徒指導担当・養護教諭等、また必要に応じて関係学級担任により組織する。	
ウ いじめ防止・対策委員会 年間活動計画(年間 回以上開催)	
エ いじめ防止・対策委員会の開催(委員長の召集により開催する。情報交換を含む)	→ 生いじめ現場が合疑される事案が
いじめの相談・通報の窓口としての役割 いじめ対策組織の設置	
外部関係機関との連携のための連絡・調整(SC, SSW, 学Cを含む)	
年間活動計画の作成 教職員研修の計画・チェックリストの作成	エ いじめが疑われる事案が生じた場合は、詳細を確認したうえで、組織的対応で迅速な解決を図る。校長の判断により必要に応じて、生徒指導SVやSSW等の外部の専門的知識を有する者や関係機関との連携をとる。 ○ 事案に係る指導方針の決定、役割分担 取組の提示・周知(児童支援委員会が、取組全体の要となり、組織的対応を推進する) ○ 児童相談所、家庭支援センター(状況により生活福祉課)との情報共有 事実関係を早期に把握するための調査 ○ 専門的知識を有する者との連携 ○ 教育委員会との連携(人権・子ども支援課) ○ 家庭と連携した支援・指導の計画及び実施 いじめの重大事態に対する対応 いじめの重大事態に関する調査のガイドラインに基づいて対応する。
学校いじめ防止プログラム(あったかプログラム等)の実施	
支援の必要な児童についての情報共有と指導の方向性を協議	
授業評価アンケート・いじめアンケートの作成・実施	
チェックリスト・アンケート等の集計・分析	
2学期以降の活動の見直し インターネットのいじめ防止・情報モラルの研修	
いじめ問題への取組について、保護者・地域へ発信・啓発	
学校いじめ防止プログラム(あったかプログラム等)の実施	
人権教育参観日の内容について全校的視点での協議・見直し	
授業評価アンケート・いじめアンケートの作成・実施	
チェックリスト・アンケート等の集計・分析	
3 年間活動の集約・見直し	
次年度当初に実施する学校いじめ防止プログラムの立案・作成	

## V 方針や取組の検証と評価について

生徒指導部を中心にアンケートを行い、分析を行う。また、講師を招聘して研修を行い、教員個々の資質向上を目指す。個ではなく学年・学校としてチームで取り組むことを徹底させる。あったかアンケートの分析を学級で示し、教員だけでなく学級(児童自身)でも行い、改善の方策を話し合わせ、実践させる。また、評価も児童自身に年度当初に決めた学級目標が年度終わりの学級と比べ、振り返らせることにより個々の評価ならびに学級の評価をさせる。生徒指導部は、三学期に取り組むアンケートを分析評価(各学級が分析し、報告)を行い、次年度につなげる。